

# 北海道湧水施設実態調査結果のまとめ

北海道環境生活部環境局環境保全課  
平成20年4月

## 1 調査の趣旨

道では、不特定多数の者に広く利用されている湧水施設において適切な衛生管理がなされ、湧水施設の飲用に係る安全性が確保されることを目的として、平成17年3月、「北海道湧水施設衛生対策要領」を策定した。

また、当該要領に基づく対策を効果的に実施するため、「北海道湧水施設実態調査実施要領」(平成17年6月策定)に基づき、道内の湧水施設の利用実態を調査し、これにより把握された53箇所の湧水施設を対象として、平成17年度から平成19年度までの3カ年で、周辺環境調査及び水質調査を実施するとともに、施設の衛生管理等について必要な指導を行った。

区分	調査内容	調査期間
利用実態調査	道内の湧水施設の件数などを正確に把握する。	平成17年度
周辺環境調査	現地において目視により、設置場所の状況、施設周囲の汚染源、施設の破損の有無等について調査する。	平成17年度 ～平成19年度
水質調査	北海道湧水施設衛生対策要領に定める定期の水質検査項目その他の必要な項目について、水質の分析を行う。	

## 2 調査対象

湧水、伏流水等を水源とし、管や樋等を用いて容易に利用できる形態で不特定多数の者が飲用のために利用しており、設置者等が明確である施設を調査対象とした。

ただし、専ら居住者が生活用水を確保するための湧水等を居住者以外の不特定多数の者に利用させているものについては、調査対象から除いた。

## 3 調査結果の概要

### (1) 利用実態調査

各保健福祉事務所保健福祉部・地域保健部及び保健所設置市を通じ、道内の湧水施設の利用実態等を調査した結果、当初57施設を調査対象に選定していたが、その後の調査の過程で、現在休止中であるなど、調査対象外の施設が複数確認され、最終的に、道内の湧水施設の件数を53施設として把握した。

### (2) 周辺環境調査

湧水施設53施設のうち、施設管理者の都合により調査を行わなかった1施設を除く52施設で周辺環境調査を行った。

その結果、1施設で施設の破損が確認されたほか、2施設で野生動物による水質汚染が懸念され、また、2施設で施設内及び施設の周辺にゴミがあるなどの状況を確認したため、施設設置者に対して衛生管理等について必要な指導を行った。

調査対象施設数	調査実施施設数	施設周囲に汚染源がある施設	施設の亀裂・破損、地表水の混入がある施設
53	52	4	1

### (3) 水質調査

湧水施設 53 施設のうち、水道事業や業務用の原水として、関係法令に基づき、設置者等が定期的に水質検査を行っている 4 施設を除く 49 施設を対象に水質調査を実施した。

その結果、1 施設において大腸菌に係る水道水質基準(基準値; 検出されないこと)の超過が確認されたため、改善指導を行った。当該施設では現在、飲用の際に煮沸するよう表示するなどの改善措置がなされている。

水質調査対象施設数	水質分析項目	調査実施施設数	水道水質基準超過数	備考
49	必須項目 一般細菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、TOC、pH 値、味、臭気、色度	26	0	過去1年以内に飲料水一般検査を実施されている施設は対象から除外
	クリプトスポリジウム指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌(ウェルシュ菌芽胞))、濁度	49	1	嫌気性芽胞菌については水道水質基準なし
	ナトリウム及びその化合物、カリウム、カルシウム、マグネシウム、塩化物イオン、硫酸イオン、炭酸水素イオン	49	0	ナトリウム及びその化合物、塩化物イオン以外は水道水質基準なし
	検討項目 ヒ素及びその化合物	1	0	温泉地の付近等で地質的にヒ素の高い値が懸念される施設について実施
	ホウ素及びその化合物	4	0	海の付近等で地質的にホウ素の高い値が懸念される施設について実施
	四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 1-ジクロロエチレン、シス 1, 2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン	6	0	化学物質の排出源からの影響が懸念される施設について、揮発性有機化合物8項目を実施
	クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド	8	0	塩素滅菌処理を行っている施設について、消毒副生成物 10 項目を実施

## 4 まとめ

平成 17 年度から平成 19 年度までの 3 カ年で道内の湧水施設に係る実態調査を行った結果、数箇所の湧水施設で、不適切な衛生管理等の状況が確認され、また、1 施設で水道水質基準の超過が確認された。

その他の施設については、水質及び衛生管理等、いずれも概ね適正と認められ、また、不適切と認められた施設の設置者等に対しては、それぞれ必要な指導を行うことにより改善が図られている。

しかし、天然水の水質は自然環境によって常に変化するため、引き続き施設設置者等に対して「北海道湧水施設衛生対策要領」に基づく適正な衛生対策等を実施するよう求めていくとともに、道は、施設の管理状況、利用実態等の把握に努め、必要に応じて調査、指導・助言を行うことで湧水施設の飲用に係る安全性の確保に努めていく。